

令和3年5月13日

群馬県信用組合

未利用口座を対象とした「未利用口座管理手数料および自動解約」の導入について

当組合では、長期間利用されていない口座のお取引の再開ならびに当該口座が不正利用されることによる被害を防止するため、令和3年6月1日（火）以降に新規開設される普通預金口座・貯蓄預金口座につきまして、未利用口座管理手数料の徴求および対象となる口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合の自動解約に関する定めを導入させていただきます。

なお、未利用口座管理手数料は、通常に入出金や口座振替等でお取引されているお客さまの口座については対象になることはありません。

【未利用口座管理手数料】

対象となる口座	令和3年6月1日（火）以降に新規開設される全ての普通預金口座（定期性総合口座・無利息型普通預金口座を含みます。）および貯蓄預金口座
未利用口座となる口座	・最後のお取引（お預け入れ・払い戻し）から2年以上、一度もお取引がなく残高が10,000円未満の口座。 ただし、当該口座へのお利息の入金および本件手数料の引落しはお取引に含まれません。
対象外となる口座	・令和3年5月31日以前に開設されている口座 ・預金残高が10,000円以上の口座 ・同一店舗に、お借り入れがある場合。 ・同一店舗に、定期預金・定期積金・財形預金・投資信託・公共債等が1円以上の場合。
未利用口座に対する取扱い	・対象口座をお持ちのお客様には、当組合へお届けのご住所に事前に通知いたします。 ・通知後、2か月経過後も、お取引または解約がない場合、本手数料を引落します。 ・残高不足により本手数料の引落ができなかった場合、残高全額を本手数料の一部として引落し、当該口座を自動的に解約します。
未利用口座管理手数料	年間 1,320円（税込み）

以上